

岩手県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年12月12日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 大船渡市
- 2 事業の種類 大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県大船渡市 赤崎町字山口	44番2	畑	978㎡	978.92㎡	947.68㎡	山林	別図に赤色で 表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
金野 隆雄	大船渡市赤崎町字永浜2番地4

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年12月2日

備考 「別図」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。